

令和2年4月24日

関係団体の長様

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための  
保育所等の使用制限等の要請に係る協力について（依頼）

本日、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部・本部員会議の決定に基づき、下記施設等に対して5月6日（水）まで要請していた臨時休園・閉所について、5月31日（日）までの間、延長するよう要請しました。また、引き続き、医療従事者など社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方の子ども、ひとり親など仕事を休むことが困難な方の子ども、このほか保育が必要とされる子どもに対しては、感染防止対策を徹底した上で保育を提供いただくよう、併せて要請したところです。

貴団体におかれましては、会員事業者の方々に対し、この旨と併せて、従業員等が家庭で保育をできるような職場環境の整備に向け、例えばテレワークの積極的な活用などによる在宅勤務の推進や、休暇取得の促進などの適切なお対応をいただくよう、広く周知いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

今後も、県民の安全・安心の確保、感染の拡大防止に向けて、全力で対応してまいりますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

記

《対象となる施設等》

幼稚園、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設、放課後児童クラブ、児童館・児童センター、放課後等デイサービス事業所、児童発達支援事業所

※事業者の方等への支援メニューについては、岐阜県公式ホームページにて案内させていただきます。

【岐阜県公式ホームページ】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/>